

平成 18 年（2006 年）1 月 23 日

建設委員会資料

都市整備部建築担当

## 中野区建築物の構造図書に係る調査費用の助成について

### 1 中野区共同住宅耐震確認調査費用助成要綱(別紙)

#### 目的(第1条)

共同住宅の耐震確認調査に係る費用の一部を助成することにより、当該共同住宅の耐震性能を確認し、もって建築物の耐震性能に関する区民の不安を解消する。

#### 対象建築物(第3条)

ア 平成12年4月1日から平成17年11月30日までの間に  
建築確認処分を受けた共同住宅

イ 区長が特に調査が必要であると認めた共同住宅

#### 助成対象者(第4条)

ア 共同住宅の所有者(区分所有または共有に係るものであるときは、それらの者の過半数の同意を得て選任された者)

イ 共同住宅の管理組合

ウ 共同住宅の賃借人(賃借人の過半数及び所有者の同意を得て選任された者)

#### 助成金の額(第5条)

調査費用の3分の2(40万円を限度)

#### 適用日(附則)

2005年12月1日

中野区共同住宅耐震確認調査費用助成要綱

要綱第 5 号

( 目的 )

第 1 条 この要綱は、共同住宅の耐震確認調査に係る費用の一部を助成することにより、当該共同住宅の耐震性能を確認し、もって建築物の耐震性能に関する区民の不安を解消することを目的とする。

( 定義 )

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

建築確認 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項の確認をいう。

構造図書 建築確認の申請書の副本に添付された構造計算書及び構造図をいう。

耐震確認調査 建築確認を受けた建築物の構造図書に明示された構造計算を再計算し、又は当該構造図書を再検証することをいう。

( 助成対象建築物 )

第 3 条 助成対象建築物は、平成 12 年 4 月 1 日から平成 17 年 11 月 30 日までの間に建築確認を受けた区内の共同住宅又は区長が特に必要と認める共同住宅とする。

( 助成対象者 )

第 4 条 助成対象者は、区長が別に定めるものその他区長が特に認めるものに委託して、前条の助成対象建築物に係る耐震確認調査を行うもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

当該助成対象建築物の所有者（区分所有者又は共有者の場合に

あつては、当該区分所有者又は共有者の過半数の同意を得て選任された者に限る。)

当該助成対象建築物の管理組合

当該助成対象建築物の賃借人(当該賃借人の過半数及び当該助成対象建築物の所有者の同意を得て選任された者に限る。)

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、耐震確認調査に係る費用の3分の2に相当する額とし、40万円を限度とする。

2 前項の助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 助成金の交付は、同一の助成対象建築物につき1回限りとする。

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金交付申請書(第1号様式)により区長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するときは、当該助成対象建築物の建築確認に係る確認済証を区長に提示しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、助成金の交付を決定したときは助成金交付決定通知書(第2号様式)により、助成金の不交付を決定したときは助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知する。

(変更届)

第8条 前条の規定による助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該助成金交付申請書に記載された内容を変更しようとするときは、変更申請書(第4号様式)により区長に届け出なければならない。ただし、当該変更の内容が軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 区長は、前項の規定による届出があった場合において、当該変更を承認したときは、変更承認通知書（第5号様式）により当該交付決定者に通知する。

（報告）

- 第9条 交付決定者は、当該耐震確認調査が終了したときは、調査終了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、区長に報告しなければならない。

当該耐震確認調査の結果が確認できる書類

当該耐震確認調査に係る費用の領収書の写し

- 2 交付決定者は、前項の規定により報告する場合において、区長が必要と認めるときは、当該耐震確認調査により作成された構造計算書等の書類を区長に提示しなければならない。

（助成金の額の確定）

- 第10条 区長は、前条の規定による報告があったときは、助成金の額を確定する。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、助成金額確定通知書（第7号様式）により当該交付決定者に通知する。

（請求）

- 第11条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、速やかに助成金交付請求書（第8号様式）により区長に助成金の交付を請求しなければならない。

（決定の取消し）

- 第12条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- 前号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書（第9号様式）によ

り当該交付決定者に通知する。

( 助成金の返還 )

第 1 3 条 区長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該助成金が既に交付されているときは、助成金返還命令書( 第 1 0 号様式 ) により、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

( 補則 )

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2 0 0 6 年 1 月 1 6 日から施行し、2 0 0 5 年 1 2 月 1 日から適用する。